

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年7月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100061号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100028号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月10日の標準賞与額を98万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月10日

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成19年7月に支給された賞与の記録がなかった。賞与明細書を提出するので、請求期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された支給明細書及び事業主から提出された平成19年分源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は平成19年7月10日にA社から標準賞与額98万6,000円に見合う賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成19年7月10日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100028号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月

私は、A社にパートとして勤務しており、平成18年7月に賞与の支払いを受けたが、年金記録に反映されていないので、厚生年金保険料の控除が確認できる資料は所持していないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の事業主及び同社から社会保険等の業務委託を受けているB社の担当者は、貸金台帳等の資料をシステム化に伴い破棄してしまったため、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答及び陳述している。

また、A社の人事担当者は、正社員以外の者の場合、賞与の支給について勤続期間などの条件があり、賞与が支給されないことがある旨陳述しているところ、請求者は同社にパートとして勤務していたとしており、請求者が記憶する同僚並びに厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格取得時の標準報酬月額が請求者と同一である複数の同僚に照会したところ、9名から回答を得られたが、自身の雇用形態が正社員と回答した者以外の8名のうち、請求期間に係る賞与が支給されたと回答した者はいなかった。

さらに、請求期間当時、請求者が賞与の口座振込先としていたとするC銀行D支店から提出された請求者に係る「預金元帳」によると、請求者がA社に在職中のオンライン記録で確認できる平成18年12月以降の全ての賞与(平成18年12月、平成19年7月及び同年12月)については振込記録が確認できるものの、請求期間に係る賞与の振込記録は確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。